

市環境条例に基づく指定建設作業に関する騒音・振動規制基準及びその他の規制

1. 騒音の規制基準

騒音の大きさ		85 デシベル
作業できない時間	第1号区域	午後7時から翌日午前7時まで
	第2号区域	午後10時から翌日午前6時まで
1日当りの作業時間	第1号区域	10時間
	第2号区域	14時間
同一場所における作業時間	第1号区域	連続6日間
	第2号区域	
日曜、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日）における作業	第1号区域	原則禁止
	第2号区域	

（備考）

1. 第1号区域…騒音規制法により市が指定した区域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域までの全域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
2. 第2号区域…騒音規制法により市が指定した区域のうち、第1号区域以外の区域

2. 振動の規制基準

振動の大きさ	75 デシベル	
作業できない時間	第1号区域	午後7時から翌日午前7時まで
	第2号区域	午後10時から翌日午前6時まで
1日当りの作業時間	第1号区域	10時間
	第2号区域	14時間
同一場所における作業時間	第1号区域	連続6日間
	第2号区域	
日曜、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日）における作業	第1号区域	原則禁止
	第2号区域	

（備考）

1. 第1号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第1種区域、第2種区域（Ⅰ）までの全域及び第2種区域（Ⅱ）のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
2. 第2号区域…振動規制法により市が指定した区域のうち、第1号区域以外の区域